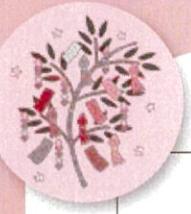


Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク



CONTENTS

- | | |
|---|---|
| ▶ 「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2018年度版>」発刊のご案内 — 1 | ▶ 働き方改革の行方(1) 「パワーハラスメントの防止について」 — 3 |
| ▶ 2019年度公募委託調査研究を募集しています — 2 | ▶ 自治体提携慶弔共済保険 <やすらぎ> <全福ネット慶弔共済保険> 「保険金請求書」改訂のご案内 — 4 |
| ▶ 公募委託調査研究 報告誌を発行します — 2 | |
| ▶ 全労済協会 部門紹介<第2弾> — 2 | ▶ 2018年度 共済保険別 加入・給付実績速報(2018年6月～2019年5月) — 4 |
| ▶ 全労済協会からのお知らせ ●当面のスケジュール — 2 | |

自然災害による被害を受けられた皆さまへ

自然災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

当協会の法人火災共済保険、自治体提携慶弔共済保険(火災・自然災害)にご契約され、被害を受けられた方は下記までご連絡いただきますようご案内申し上げます。

なお、自治体提携慶弔共済保険につきましては、各サービスセンター等経由で全労済協会までご連絡いただきますようお願いいたします。

■TEL: 03-5333-5128 (共済保険部直通) ■受付時間: 土・日・祝日を除く月～金曜日の9:00～17:15

「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2018年度版>」発刊のご案内

当協会では、勤労者を対象に「暮らし向き」や「共済・保険等の保障」等に関する意識調査を実施し、勤労者の生活向上に寄与する活動をしています。2018年度、この活動の一環として明治大学政治経済学部教授 大高 研道氏のご協力のもと、インターネット調査を実施し、その結果を報告誌として発刊(2019年6月)いたしました。

1. 調査の概要

(1)調査の目的

本調査を通じて勤労者の協同組合に対する意識を明らかにし、勤労者福祉の向上に寄与することを目的としています。

(2)調査の実施概要

- ・調査名: 勤労者の生活意識と協同組合に関する調査<2018年度版>
- ・調査期間: 2018年11月8日～2018年11月13日
- ・調査方法: インターネット調査
(株式会社インテージ)
- ・調査対象: 20～64歳の一般勤労者、男女
- ・調査設問: 49問
- ・依頼数: 36,454
- ・有効回答数: 4,871
- ・回収率: 13.4%

2. 報告書の概要

本書では、過去の調査に続き、保障に対する勤労者の意識を5つのパートで分析しています。まず「アンケートの基本属性」では、日本の勤労者のプロファイルを紹介しています。つづく「勤労者の生活実態・意識」では、現在、過去、未来の観点で勤労者の生活観を明らかにしています。さらに「勤労者の社会観」では、暮らしの不安への対応方法を「自助型」、「共助」、「公助」の視点で分析しています。また、「協同組合の認知と理解度」では、各種協同組合の認知度だけでなく、正しく「協同組合であると認識されているか」を明らかにしました。最後に、「協同組合への評価と期待」では、各種協同組合に加入している組合員の事業・サービスへの評価を示しています。



☆報告書のお申込みは当協会のホームページをご覧ください。(https://www.zenrosaikyokai.or.jp) [全労済協会](#) [検索](#)

2019年度公募委託調査研究を募集しています

当協会では、勤労者の福祉・生活の向上とその発展に寄与する研究への支援を行うため公募委託調査研究を実施しています。本誌149号にてお知らせしたとおり、2019年度も募集メインテーマに「ともに支えあう社会をめざして」を掲げ公募委託調査研究を募集しておりますので、積極的なご応募をお待ちしています。

- 募集期間：2019年6月1日(土)～8月30日(金)17時 ※当協会必着
- 委託調査研究費：1件あたり100万円以内(採用件数：3件以内)
- メインテーマ：ともに支えあう社会をめざして
次のいずれかの視点からアプローチ(考察)する調査研究を募集しています。
①共済・保険等の果たす役割 ②協同組合・相互扶助組織の果たす役割
③社会保障が勤労者福祉に果たす役割

☆詳しくは当協会ホームページをご覧ください。(https://www.zenrosaikyokai.or.jp [全労済協会] 検索)

公募委託調査研究 報告誌を発行します

2017年度公募委託調査研究の成果報告として、下記のとおり報告誌を発行します。

また、同報告誌は発刊後、当協会ホームページに掲載する予定です。

●公募研究シリーズ77

「連帯社会の可能性」

法政大学大学院連帯社会インスティテュート 教授 中村 圭介

●公募研究シリーズ78

「廃校の活用を通じた地域コミュニティ機能強化の可能性」

代表研究者：NPOフォーラム自治研究 理事長 嶋津 隆文

●公募研究シリーズ79(予定)

「地域社会のソーシャルキャピタルと

「社会保障制度への態度の関係」

甲南大学マネジメント創造学部 准教授 上村 一樹

●公募研究シリーズ80(予定)

「韓国における社会的経済組織の育成政策と経営実態」

立命館大学産業社会学部 准教授 吳 世雄

※所属・役職は発行当時

これらの報告誌が多くの方の皆さまの関心を集め、勤労者の福祉向上につながることを期待します。また、調査にご協力いただいた先生方に紙面を借りて感謝申し上げます。

全労済協会 部門紹介 <第2弾>

共済保険部：事業推進課、契約管理課、支払管理課、損保代理店業務室の3課1室11名体制

担当事業：相互扶助事業(認可特定保険業)

労働者共済運動・事業の普及を図ることを目的に、勤労者の相互扶助および勤労者団体等の財産保全のための事業
主な業務

・取扱い制度

<オフィスガード(法人火災共済保険)>

勤労者が組織する団体の所有する建物・動産が火災などの被害を受けた場合にその被害をカバーするための保障制度

<ユニカー(法人自動車共済保険)>

勤労者が組織する団体の所有する自動車が、事故を起こした場合の第三者に対する損害賠償や被害者の救済をするための保障制度

<やすらぎ・全福ネット(自治体提携慶弔共済保険)>

全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生の充実を目的に、中小企業勤労者福祉サービスセンターなどの団体が行っている慶弔給付事業をサポートするための保障制度

・損害保険代理店業

団体の財産保障、自動車の車両補償等の提供を目的に、損害保険代理店業を実施(引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社)

全労済協会からのお知らせ・・・・・・

●当面のスケジュール

| 日程 | 内 容 | 備 考 |
|----------|---|-------------------------|
| 7月11日(木) | 2019年度 退職準備のための「コーディネーター養成講座・基礎研修会」(東京開催) | 会場：TKP新宿モノリスカンファレンスセンター |
| 8月 6日(火) | 第168回理事会 | 会場：当協会会議室 |



働き方改革の行方（1）「パワーハラスメントの防止について」

今回から新コラム『働き方改革の行方』がスタートします。第1回はパワハラについて考えます。

Q1. パワーハラスメントの防止に関心が高まっていますが、どんな背景があるのですか。

A1. 労働施策総合推進法（2018年7月成立の働き方改革関連法により雇用対策法から名称変更）にもとづき、2018年12月に「労働施策基本方針」が策定されました。基本方針では「労働環境の整備」として、安全で健康に働く労働環境の整備や、職場のハラスメント対策などが課題の一つとされました。

この背景には、職場におけるいじめ・嫌がらせの相談が大きく増加したことが挙げられます。



(注)「平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況」(厚労省)より作成

そして今年（2019年）5月、パワハラの防止に向けて、労働施策総合推進法が改正されました。

Q2. どのように法改正されたのですか。

A2. まず、国が総合的に取り組む施策として、「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策」（ハラスメント対策）が追加、明記されました。

次に、①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、③雇用労働者の就業環境が害される言動、の3要件を満たす言動により就業環境を害された労働者からの相談に応じる体制を、事業主が整備する義務等を定めました。この3要件は厚労省の「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書（2018年3月）を踏襲したものです。法律ではパワハラに起因する問題を「優越的言動問題」と表現しています。

紛争解決の仕組みとしては、これまで個別労働紛争解決促進法にもとづく助言やあっせん等でパワハラを巡る労使紛争の解決をめざしてきましたが、法改正後は、労働施策総合推進法による助言、勧告、調停、公表等により解決をめざすことになります。

これらは公布日から1年以内に施行され、中小企業の相談体制の整備は3年以内の一定期間は努力義務とされます。施行期日等は政令で定められます。

Q3. パワハラの解消は進むのでしょうか。

A3. 今回の法改正ではパワハラそれ自体の禁止にまで踏み込むことはできず、事業主の措置義務を定めるに留まりました。「パワハラと指導との線引き」や「受け手の感じ方」等、明確にパワハラ（人格的利益、人格権の侵害）と断定できない事案が多いことがその理由と考えられます。また、企業活動への支障の懸念が一部にあるという事情もあります。一方、パワハラを受けた労働者の多くがメンタル不調に追いやり、症状を悪化させています。

そこで国会審議の附帯決議では、法律で十分に踏み込めなかった点を含めて、パワハラの根絶に向け、①損害賠償請求の根拠となり得るハラスメント行為禁止規定の法制化の必要性の検討を行うこと、②改正法にもとづき事業主が講ずべき措置を厚労大臣が定める指針の策定に当たり、(i)取引先や顧客との間のハラスメントへの雇用管理上の配慮、(ii)「平均的な労働者の感じ方」を基準としつつ、「労働者の主觀」にも配慮してパワーハラスメントの判断をすること、を明記すること、③同僚や部下からのハラスメント行為も対象であるとの理解促進を図ること、などを求めていました。

また改正法はその実効性を確保するために、男女雇用機会均等法と同じく、措置義務違反について勧告をしたにもかかわらずこれに従わなかった場合は公示し、求めた報告をせず、または虚偽の報告をした場合は過料を科すこととしています。

なお、今回の改正で調停の仕組みが導入されました。個別労働紛争解決促進法のあっせんなどでは、事業主が話し合い解決を拒否した場合、あっせんは不成立となります。しかし、調停の場合は、一方の申請だけでも開始され、被申請人は出頭義務があります。

パワハラを受けて社内で相談しても真剣に対応してくれないと諦める労働者もいる中で、パワハラに関する労働者からの相談体制整備義務を事業主に課し、パワハラに対する「関心と理解を深める」努力義務を、事業主とすべての労働者に課したことは、パワハラの予防に向けた着実な一步と言えます。

個別企業の利益優先と労働者使い捨ての考え方が社会全体の利益を脅かしている現状（小説とはいえ、安藤祐介『逃げ出せなかった君へ』（角川書店）はこの点を見事に描いています）の改善が急がれます。

（特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌）

自治体提携慶弔共済保険 <やすらぎ> <全福ネット慶弔共済保険> 「保険金請求書」改訂のご案内

2019年6月より、自治体提携慶弔共済保険<やすらぎ><全福ネット慶弔共済保険>の保険金請求書を、従来の7種類から、4種類に整理・統合し、以下の新・帳票名(新・帳票番号)に改訂いたしました。

| 5月までの帳票名 | 帳票番号 | 6月からの新・帳票名 | 新・帳票番号 |
|----------------------------------|------|-------------------|--------|
| 住宅災害保険金請求書 | CF01 | 住宅災害 保険金請求書 | CH01 |
| 保険金請求書兼証明書 | CF03 | 保険金請求書 兼 証明書 | CH02 |
| 傷病休業保険金請求書 | CF04 | 【廃止】CH04 に統合 | — |
| 本人死亡・後遺障害 保険金請求書 (すべての死亡契約用) | CF02 | 本人死亡・後遺障害 保険金請求書 | CH03 |
| 本人死亡・後遺障害 保険金請求書 (疾病による死亡契約用) | CF05 | 保険金請求書 兼 証明書<一括用> | CH04 |
| 保険金請求書兼証明書<一括用> (すべての死亡契約用) | CF06 | | |
| 保険金請求書兼証明書<一括用> (疾病による死亡契約用) | CF07 | | |

在庫がある場合には、しばらくの間は使用していただいても差し支えありませんが、順次、新帳票への切り替えをお願いいたします。(2020年3月を目途に切り替え完了)

なお、各帳票のエクセルファイル、保険金請求書(集計表)、帳票発注依頼書について、当協会ホームページに掲載していますので、ご利用下さい。下記のURLを入力いただきますと掲載ページが表示されます。

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/2019/06/07/info-11/>

2018年度 共済保険別 加入・給付実績速報(2018年6月～2019年5月)

〈加入実績〉

| | 法人火災共済保険 | 法人自動車共済保険 | 自治体提携 慶弔共済保険 | 全共済保険 合計 |
|--------|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 2017年度 | 3,969 件 | 3,415 件 | 691,448 件 | 698,832 件 |
| 2018年度 | 3,983 件 | 3,453 件 | 736,650 件 | 744,086 件 |
| 増 減 | 14 件 | 38 件 | 45,202 件 | 45,254 件 |

〈給付実績〉

| | 法人火災共済保険 | 法人自動車共済保険 | 自治体提携 慶弔共済保険 | 全共済保険 合計 |
|--------|----------|--------------|-----------------|-----------------|
| 2017年度 | 件数 | 78 件 | 149 件 | 91,397 件 |
| | 金額 | 31,947,000 円 | 35,321,620 円 | 1,016,018,500 円 |
| 2018年度 | 件数 | 99 件 | 120 件 | 93,436 件 |
| | 金額 | 51,537,840 円 | 28,966,560 円 | 1,051,149,500 円 |
| 増 減 | 件数 | 21 件 | -29 件 | 2,039 件 |
| | 金額 | 19,590,840 円 | -6,355,060 円 | 48,366,780 円 |

Monthly Note (全労済協会だより) vol.150 2019年7月

発行：全労済協会

一般財団法人 全国労働者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生 編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)

各種 共 済 保 険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

(営業時間 土・日・祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)

※全労済協会だよりに関するご感想・ご意見等はこちらのアドレスにお寄せください。⇒《メール》monthlynote@zenrosai.coop